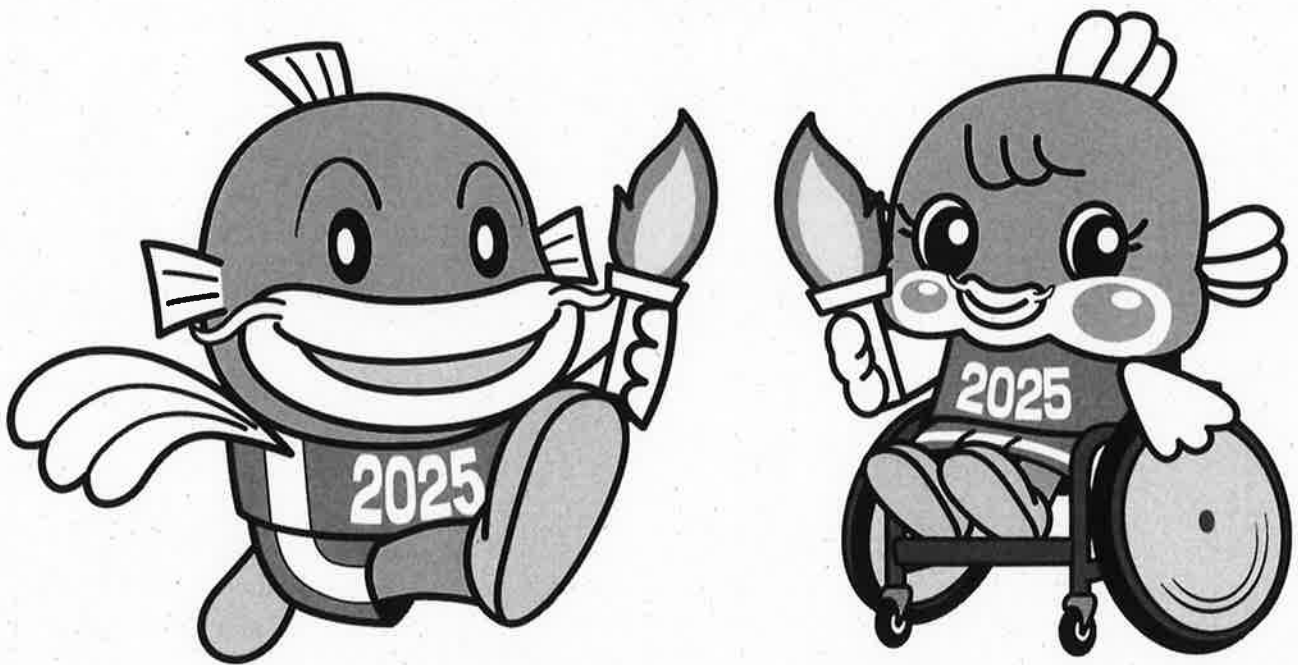


2025年(令和7年度)

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

長浜市準備委員会

## 第2回総会



日時:令和 4年 8月 29日(月) 13時50分～

会場:長浜文化芸術会館 大ホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会  
第 2 回総会

日 時:令和 4 年 8 月 29 日(月) 13:50~  
場 所:長浜文化芸術会館 大ホール

— 次 第 —

1 開 会

2 第 2 回総会

○報告事項

- ・報告事項1 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 役員、委員等の変更について
- ・報告事項2 第 24 回全国障害者スポーツ大会 競技名変更について
- ・報告事項3 第 79 回国民スポーツ大会の開催地および会期の決定ならびに  
第 24 回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について
- ・報告事項4 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 第1回常任委員会における審議決定事項について
- ・報告事項5 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 常任委員会書面審議における審議決定事項について

○審議事項

- ・第1号議案 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 令和3年度事業報告(案)について
- ・第2号議案 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 令和3年度収支決算(案)について
- ・第3号議案 第 79 回 国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会の組織改正(案)および会則の改正(案)について

3 閉 会

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 第2回総会資料 目次**

<b>【報告事項】</b>	ページ
<b>&lt;報告事項1&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 役員、委員等の変更について……………	2
<b>&lt;報告事項2&gt;</b>	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 競技名変更について……………	3
<b>&lt;報告事項3&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会の開催地の決定および会期の決定ならびに 第24回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について……………	4
<b>&lt;報告事項4&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 第1回常任委員会における審議決定事項……………	5
<b>&lt;報告事項5&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 第2回常任委員会書面審議における審議決定事項……………	17
<b>【審議事項】</b>	
<b>&lt;第1号議案&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 令和3年度事業報告(案)について……………	20
<b>&lt;第2号議案&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 令和3年度収支決算(案)について……………	21
<b>&lt;第3号議案&gt;</b>	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会の組織改正(案)および会則の改正(案)について……………	23

# 報 告 事 項

## 委員・役員の変更について

令和3年8月25日から令和4年8月29日までの間における役員、委員の変更については、次のとおりであるので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会則第8条第4項の規定に基づき報告する。

## 会 長

所 属	役 職	新 任 者	前 任 者
長浜市	市 長	浅 見 宣 義	藤 井 勇 治

## 副会長

所 属	役 職	新 任 者	前 任 者
長浜市連合自治会	会 長	藤 居 伸 之	梶 本 一 孝
長浜市議会	議 長	松 本 長 治	草 野 豊
長浜市	副 市 長	江 畑 仁 資	大 塚 義 之
長浜市教育委員会	教 育 長	織 田 恭 淳	板 山 英 信

## 常任委員

所 属	役 職	新 任 者	前 任 者
長浜市小中学校長会	会 長	草 野 光 晴	中 川 浩 一
湖北地域消防本部	消 防 長	清 水 正 幸	杉 江 伸 之
長浜市民芸術文化創造協議会	会 長	西 村 利 夫	橋 本 圭 祐
長浜警察署	署 長	古 川 博 文	細 井 久
木之本警察署	署 長	大 菅 勝 司	中 山 淳

## 監 事

所 属	役 職	新 任 者	前 任 者
長浜金融協議会		川 西 民 雄	安 野 重 幸
長浜市会計課	会 計 管 理 者	中 田 重 樹	長 谷 川 隆 浩

第24回全国障害者スポーツ大会 競技名の変更について

旧:フットベースボール

新:フットソフトボール

理由:競技団体の名称変更に伴い、令和4年4月1日からフットソフトボールに競技名が変更となった。

第79回国民スポーツ大会の開催地および会期の決定ならびに  
第24回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和4年7月14日(木)に開催された(公財)日本スポーツ協会の理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地および会期が決定された。

併せて、第24回全国障害者スポーツ大会の開催地についても決定した。

○第79回国民スポーツ大会の開催地および会期について

開催地:滋賀県

会期:令和7年9月28日(日)～10月8日(水)

○第24回全国障害者スポーツ大会の開催地について

開催地:滋賀県

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市準備委員会 第1回常任委員会における審議決定事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会第1回常任委員会において審議決定した事項について、下記のとおり報告する。

### 記

- 1 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市開催推進総合計画  
＜目的＞大会の成功に向け、市民の総力を結集し、本市を訪れるすべての方々を「おもてなしの心」で温かくお迎えするとともに、記憶に残る魅力ある大会の開催と長浜市の活性化につながる大会を目指し、長浜市開催基本方針に基づき必要な事項を定めるもの。
- 2 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市専門委員会規程  
＜目的＞長浜市準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。
- 3 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市協賛取扱要項  
＜目的＞大会及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)の趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるもの。
- 4 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市広報基本計画  
＜目的＞大会に対する市民の理解と関心を深めるとともに、自然や歴史・文化、食など本市の多彩な魅力を全国に発信するため、開催推進総合計画に基づき、効果的かつ積極的な広報活動を行うため、必要な事項を定めるもの。
- 5 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市市民協働基本計画  
＜目的＞大会の成功に向けて、開催推進総合計画に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げるとともに、「新たな感性を生かしみんなで未来を創るまち 長浜」の推進につながることを目指し、必要な事項を定めるもの。



## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市開催推進総合計画

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・障スポ大会」という。)の成功に向け、市民の総力を結集し、本市を訪れるすべての方々に「おもてなしの心」で温かくお迎えするとともに、記憶に残る魅力ある大会の開催と長浜市の活性化につながる大会を目指し、長浜市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国スポ・障スポ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### (2) 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### (3) 広報

国スポ・障スポ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

#### (4) 市民協働

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

#### (5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

#### (6) 競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

#### (7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

#### (8) 施設

簡素・効率化の基本方針のもと、既存施設の有効活用を図るとともに、開催基準要項の施設基準を踏まえながら、開催後の市民の利用を見据えた整備を行う。

#### (9) 宿泊

宿泊施設等と緊密な連携により、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々をあたたくお迎えし、安全で快適な宿泊の確保を図り、受け入れ態勢に万全を期する。

#### (10) 医事・衛生

県等の協力を得ながら、選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制および医療救護体制の確立を図る。

#### (11) 輸送交通

交通事業者等と緊密な連携により、当市の交通事情を勘案し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

#### (12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

## 2 年次計画

長浜市開催推進総合計画の年次計画は、別表のとおりとする。

なお、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

		2022年度(3年前)	2023年度(2年前)	2024年度(1年前)	2025年度(開催年)	
主要事業		文科省・日スポ総合視察		リハーサル大会		
		開催地・会期決定				
		開催決定記念事業	開催2年前記念事業	開催1年前記念事業	100日前記念事業	
準備組織等	市	庁内推進本部設置		大会実施本部設置		
	準備委員会	準備委員会 第2回総会	実行委員会 第2回総会	実行委員会 第3回総会	実行委員会 第4回総会	
		実行委員会 第1回総会				
		常任委員会・各専門委員会 開催				
総務企画専門委員会	①総務企画	県実行委員会との連絡調整				
		開催推進総合計画 策定	開催推進総合計画・年次計画 進行管理			
			大会運営ガイドライン作成	実施本部運営マニュアル作成		
			識別用品整備要項 策定			
	②財務	大会関連経費 調査検討		大会経費予算編成	大会予算執行・決算	
		リハ大会経費調査	リハ大会予算編成	リハ大会予算執行・決算		
		協賛取扱要項 策定		協賛募集		
	③広報	広報基本計画 策定		各種事業等でのPR活動		
			市HP・SNS・広報等での情報発信			
			PR・啓発用品作成・配布		大会報告書作成	
	④市民協働	市民協働推進基本計画 策定	ボランティア募集要項 策定	ボランティア業務計画		
			リハ大会ボランティア業務計画	リハ大会ボランティア配置		
			ボランティア募集・研修会開催		大会ボランティア配置	
	⑤観光・おもてなし	おもてなし基本計画 策定	おもてなし実施要項 策定	観光マップ・大会ガイドブック等作成		
			案内所・休憩所設置要項 策定	リハ大会案内所等設置	大会案内所等設置	
		売店設置運営要項 策定	リハ大会売店設置	大会売店設置		
		歓迎装飾実施要項 策定	リハ大会歓迎装飾実施	大会歓迎装飾実施		
⑥競技	競技運営基本計画 策定	競技別実施要項 検討	競技別実施要項 策定	競技別プログラム作成		
	リハ大会開催基本計画 策定	リハ大会実施要項 策定	リハ大会競技役員等決定	組み合わせ抽選会		
	競技用具整備計画 検討	競技用具整備計画 策定	競技用具整備			
		競技役員 検討	競技役員 編成	競技役員 委嘱		
		競技係員・補助員 検討	競技係員・補助員 編成・養成	競技係員・補助員 委嘱		
	練習会場依頼	練習会場借用申請	練習会場用具整備			
	情報通信基本計画 検討	情報通信基本計画 策定	情報通信業務実施要項 策定	臨時通信施設架設設置		
⑦式典	式典基本計画 検討	式典基本計画 策定	式典実施要項 策定			
			炬火イベント実施要項 策定	炬火イベント実施		
⑧施設	施設整備基本計画 策定	会場設営仕様書 検討	会場設営仕様書作成	会場設営		
		施設整備・点検				
	特設会場整備協議	特設会場整備				
⑨宿泊	宿泊基本計画 策定	競技別・リハ大会宿泊要項 策定	配宿 検討			
			リハ大会配宿	大会配宿・宿泊本部設置		
		弁当調達要項 策定	リハ大会弁当調達	大会弁当調達・斡旋		
⑩医事衛生	医事衛生基本計画 策定	医療救護対応要項 策定	救護所計画	救護本部・救護所設置		
			リハ大会救護所設置			
		食品衛生対策要項 策定	食品衛生対策普及啓発			
		環境衛生対策要項 策定	環境衛生対策普及啓発			
		防疫対策要項 策定	予防防疫対策普及啓発			
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策						
⑪輸送交通	輸送交通基本計画 策定	輸送業務実施要項 策定	リハ大会輸送本部設置	大会輸送交通本部設置		
		交通対策業務実施要項 策定	会場等輸送計画			
⑫消防警備	消防防災・警備基本計画 策定	消防防災業務実施要項 策定	リハ大会警備消防本部設置	大会警備消防本部設置		
		警備業務実施要項 策定				

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会 専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (選任)

第3条 専門委員会に次の専門委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 若干名
- (3)委員 30名以内

2 委員長および副委員長、委員は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 専門委員の任期は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

3 会長は専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

### (委員長等の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、代理人に議決を委任した専門委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、会長が委嘱した者(以下、「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条まで、並びに第6条第1項、第2項及び第3項の規定は、専門部会について準用する。ただし、この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

附則

この規程は、令和4年5月27日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催準備総合計画に関する事 2 広報および市民協働に関する事 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関する事 4 炬火イベントに関する事 5 ほかの専門委員会に属さない事項に関する事	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関する事 2 競技施設及び関連施設の整備に関する事 3 表彰式に関する事 4 大会旗に関する事 5 その他競技式典に関する事	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関する事 2 環境衛生及び食品衛生に関する事 3 医事衛生に関する事 4 その他宿泊衛生に関する事	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送計画に関する事 2 交通及び駐車場対策に関する事 3 消防防災及び警備に関する事 4 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関する事

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市協賛取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、長浜市で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会及び競技別リハーサル大会(以下「大会」という。)の趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の内容

- (1)協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品、その他運営に係る用具等(以下「協賛物品等」という。)の受入れによるものとする。
- (2)協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

### 3 協賛の実施方法

- (1)協賛の受入れは、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会(以下「市準備委員会」という。)で行う。
- (2)協賛の申込みは、協賛申込書(様式第1号)により行う。
- (3)協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書(様式第2号)を協賛者に交付する。
- (4)協賛方法は、提供または貸与とする。
- (5)協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1)大会の趣旨に反するもの
- (2)法令等に違反するもの及び公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3)政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4)個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5)その他、市準備委員会が適当でないとするもの

### 5 協賛の表示

- (1)協賛品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし協賛品に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2)前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、市準備委員会と協議し、市準備委員会の承認を得て行うものとする。

### 6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じてプログラム等にその旨を掲載することができる。

## 7 協賛の受入期間

協賛の受入れ期間は、大会終了後までとする。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要項は、令和4年5月27日から施行する

## 協賛申込書

年 月 日

第79回国民スポーツ大会・  
第24回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 会長 あて

(申込者)

住 所

名 称

印

代表者名

長浜市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会及びリハーサル大会の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	
そ の 他		

(担当者)

所 属

氏 名

電話番号



## 協 賛 受 領 書

年 月 日

様

第 79 回国民スポーツ大会  
第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 会長

長浜市で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会及びリハーサル大会に係る協賛物品等を、下記のとおり受領しました。

### 記

協 賛 物 品 等	品 目	
	規 格 等	
	単 価	
	数 量	
	総 額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提 供 <input type="checkbox"/> 貸 与	
引 渡 予 定 年 月 日	年 月 日	
そ の 他		

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市広報基本計画

### 1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・障スポ大会」という。)に対する市民の理解と関心を深めるとともに、自然や歴史・文化、食など本市の多彩な魅力を全国に発信するため、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市開催推進総合計画」に基づき、効果的かつ積極的な広報活動を行う。

### 2 内容

#### (1)印刷物による広報

大会を象徴する愛称・スローガン・マスコットなどを活用した各種印刷物や啓発品を作成し、大会開催を広く周知する。

- ア 市、関係機関等の広報誌への掲載
- イ PR広報誌の作成
- ウ ポスター、パンフレット等の作成
- エ 啓発グッズの作成

#### (2)メディアによる広報

多様なメディアを活用し、広範囲に迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア 市ホームページやSNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等による情報発信
- ウ 市の既存の広報番組等の活用

#### (3)イベントによる広報

主催イベントを実施するとともに、既存の各種イベントとの連携を図る

- ア 啓発イベントの開催
- イ 関係機関等とのイベントの連携

#### (4)工作物等による広報

各種工作物を作成し、広く市民に誘致する。

- ア 横断幕、懸垂幕、のぼりの設置
- イ 案内板の設置
- ウ カウントダウンボードの設置

#### (5)大会報告書による広報

国スポ・障スポ大会の準備経過、開催状況、競技記録等を記録にとどめるため、大会報告書を作成し後世に伝える。

- ア 大会報告書等の作成
- イ 大会記録映像、写真集等の政策

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市市民協働基本計画

### 1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ・障スポ大会」という。)の成功に向けて、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げるとともに、「新たな感性を生かしみんなで未来を創るまち 長浜」の推進につながることを目的とする。

### 2 目標

#### (1)市民協働による大会

市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」「つなげる」といった様々な関わりを持つことにより、喜びと感動を共有できる大会を目指す。

#### (2)生涯スポーツ社会の実現を目指す大会

大会を契機に、市民のスポーツ・レクリエーションに対する関心を高め、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽に親しめる生涯スポーツ社会の促進につながる大会を目指す。

#### (3)おもてなしの心を形にする大会

心のこもったおもてなしで来訪者をお迎えし、温かい心のつながりを感じていただける大会を目指す。

#### (4)長浜市の魅力を全国に発信する大会

豊かな自然や食材、伝統・文化を全国に発信し、長浜市の魅力を来訪者にアピールする大会を目指す。

#### (5)クリーンで快適な大会

環境美化活動等を通じて、きれいなまちづくりを進め、クリーンで快適な大会を目指す。

### 3 推進方法

(1)市民の理解と関心を高め、市民一人ひとりが自ら行動を起こし、運動が広がるよう、各種広報活動を進める。

(2)市民の参加機会がより広がるよう、市民団体、関係機関等と連携して進める。

(3)従来から実施されている各種市民活動や企業の社会貢献活動等と連携し、それぞれの立場に応じた推進分野を担当し、一人でも多くの市民の理解と参加が得られるよう、地域や団体の事情に配慮した活動を進める。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会  
第2回 常任委員会書面審議における審議決定事項**

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会則第12条第7項の規定に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会第2回常任委員会書面審議において審議決定した事項について、下記のとおり報告する。

記

- 1 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の組織改正について

## 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の組織改正について

### 1 趣旨

令和 4 年 7 月 14 日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、滋賀県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第 25 条第 1 項に基づき、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」(以下、「準備委員会」という。)の名称を、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)に変更します。

### 2 実行委員会の概要

- (1) 名 称 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会  
(愛称を活用し、親しみを持ちやすい実行委員会名とします)
- (2) 組 織 ①準備委員会の総会、常任委員会は、実行委員会に引き継ぎます。  
②会則 13 条に基づき「専門委員会」を設置し、開催準備及び大会運営に向けた体制を整備します。
- (3) 役員・委員等 ①会長、副会長等の役員は準備委員会の役員を充てるものとします。  
②長浜市が一体となった大会開催になるよう、大会開催に関連する団体等の代表者を新たに委員とします。

### 3 会則の改正等

準備委員会の組織改正に伴い、現に制定されている準備委員会の会則を改正します。

また、これまでの準備委員会で決定された計画及び関係諸規程等については、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」に読み替えるものとします。

#### 【これまでに制定・決定されている会則、方針、計画及び関係諸規程】

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ○第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会 会則      | (R3.8.25 第1回総会)    |
| ○ // 事務局規程  | (R3.8.25 第1回総会)    |
| ○第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市開催推進総合計画     | (R4.5.27 第1回常任委員会) |
| ○第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会 専門委員会規程 | (R4.5.27 第1回常任委員会) |
| ○第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 長浜市協賛取扱要項       | (R4.5.27 第1回常任委員会) |
| ○ // 長浜市広報基本計画                                    | (R4.5.27 第1回常任委員会) |
| ○ // 長浜市市民協働推進基本計画                                | (R4.5.27 第1回常任委員会) |

参考事項:国民体育大会開催基準要項(抜粋)

#### 25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

- (1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

# 審 議 事 項

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会令和 3 年度事業報告(案)

1 競技会の開催に係る総合的な準備計画の策定に向けての検討

(1)各種計画・要項(案)の作成

- ・開催推進総合計画
- ・専門委員会規程
- ・協賛取扱要項
- ・広報基本計画
- ・市民協働推進基本計画

2 先催都市の準備状況等の調査および研究

(1)第66回男子・第65回女子 全日本実業団ソフトテニス選手権大会(栃木国体リハ大会)視察

日程:令和 3 年 7 月 24 日～25 日

場所:石川スポーツグラウンドくろいそ(栃木県那須塩原市)

(2)第 97 回日本選手権水泳競技大会 OWS 競技

日程:令和 3 年10月15日～17日

場所:高知県須崎市立スポーツセンター シーパーク大島(高知県須崎市)

(3)佐賀県(佐賀市・唐津市・伊万里市・玄海町) 先催市町行政視察

日程:令和 3 年11月8日～10日

場所:佐賀県佐賀市、唐津市、伊万里市、玄海町

(4)三重県(鈴鹿市・津市・伊勢市・尾鷲市) 先催市行政視察

日程:令和 3 年11月17日～19日

場所:三重県鈴鹿市、津市、伊勢市、尾鷲市

3 関係機関および競技団体との連絡調整

(1)滋賀県開催準備委員会との連絡調整

- ・随時

(2)競技団体との連絡調整(競技別連絡調整会議)

- ・滋賀県水泳連盟 (令和 3 年 7 月 21 日)
- ・滋賀県バレーボール協会 (令和 3 年 7 月 26 日)
- ・滋賀県ソフトテニス連盟 (令和 3 年 8 月 4 日)
- ・滋賀県相撲連盟 (令和 3 年 8 月 10 日)
- ・滋賀県柔道連盟 (令和 3 年 8 月 10 日)

(3)その他関係機関・団体との連絡調整

- ・OWS中央競技団体正規視察 (令和 3 年 6 月 24 日)
- ・ビーチバレーボール中央競技団体正規視察 (令和 3 年 10 月 12 日)

4 その他競技会の開催準備業務の推進

(1)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市実行委員会の設立準備

(2)その他開催準備のために必要な業務

- ・長浜市準備委員会事務局 SNS による情報発信 (令和 3 年 12 月 1 日～ 随時)
- ・三重国体事例紹介、スポーツ講演会の開催 (令和 4 年 3 月 5 日)

## 令和3年度 収支決算 (案)

(令和3年8月25日～令和4年3月31日)

## 1. 収入の部

(単位:円)

予算科目名	当初予算額 (A)	収入額 (B)	比較 (B-A)	備考
負担金	955,000	955,000	0	
その他	0	2	2	利息
計	955,000	955,002	2	

## 2. 支出の部

(単位:円)

予算科目名	当初予算額 (A)	流用額 (B)	流用後 予算額 (C=A+B)	支出済額 (D)	比較 (E=C-D)	備考
総務費	117,000	△ 98,000	19,000	10,750	8,250	
会議費	65,000	△ 53,000	12,000	7,340	4,660	
事務局費	52,000	△ 45,000	7,000	3,410	3,590	
開催準備費	838,000	98,000	936,000	935,265	735	
調査費	838,000	△ 431,651	406,349	405,614	735	
広報啓発費	0	529,651	529,651	529,651	0	
計	955,000	0	955,000	946,015	8,985	


収入済額 955,002円 - 支出済額 946,015円 = 収支差額(次年度繰越額) 8,987円



## 監査報告

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会会則  
第7条第4項および第17条第2項の規定に基づき、令和3年度収支決算に関する会  
計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和4年4月27日 監事 安野重幸 

令和4年4月27日 監事 中田重樹 

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
長浜市準備委員会 会長 浅見 宣義 様

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の組織改正について

### 1 趣旨

令和4年7月14日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、滋賀県での国民スポーツ大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」(以下、「準備委員会」という。)の名称を、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)に変更します。

### 2 実行委員会の概要

- (1) 名称 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会  
(愛称を活用し、親しみを持ちやすい実行委員会名とします)
- (2) 組織 ①準備委員会の総会、常任委員会は、実行委員会に引き継ぎます。  
②会則13条に基づき「専門委員会」を設置し、開催準備及び大会運営に向けた体制を整備します。
- (3) 役員・委員等 ①会長、副会長等の役員は準備委員会の役員を充てるものとします。  
②長浜市が一体となった大会開催になるよう、大会開催に関連する団体等の代表者を新たに委員とします。

### 3 会則の改正等

準備委員会の組織改正に伴い、現に制定されている準備委員会の会則を改正します。

また、これまでの準備委員会で決定された計画及び関係諸規程等については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものを「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」に読み替えるものとします。

#### 【これまでに制定・決定されている会則、方針、計画及び関係諸規程】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会 会則 (R3.8.25 第1回総会)
- // 事務局規程 (R3.8.25 第1回総会)
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市開催推進総合計画 (R4.5.27 第1回常任委員会)
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会 専門委員会規程 (R4.5.27 第1回常任委員会)
- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 長浜市協賛取扱要項 (R4.5.27 第1回常任委員会)
- // 長浜市広報基本計画 (R4.5.27 第1回常任委員会)
- // 長浜市市民協働推進基本計画 (R4.5.27 第1回常任委員会)

#### 参考事項:国民体育大会開催基準要項(抜粋)

##### 25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

- (1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

## わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 長浜市実行委員会 名簿(案)

## 会 長

No.	選出区分	所 属	役 職
1	市関係	長浜市	市 長

## 副会長

No.	選出区分	所 属	役 職
1	市議会議員	長浜市議会	議 長
2	スポーツ関係	長浜市スポーツ協会	会 長
3	しょうがい・福祉関係	長浜市社会福祉協議会	会 長
4	産業・経済関係	長浜商工会議所	会 頭
5	産業・経済関係	長浜市商工会	会 長
6	宿泊・観光関係	公益社団法人長浜観光協会	会 長
7	社会団体関係	長浜市連合自治会	会 長
8	市関係	長浜市	副市長
9	市関係	長浜市教育委員会	教育長

## 常任委員

No.	選出区分	所 属	役 職
1	県 競技関係	滋賀県柔道連盟	理事長
2	県 競技関係	滋賀県ソフトテニス連盟	会 長
3	県 競技関係	滋賀県相撲連盟	会 長
4	県 競技関係	滋賀県水泳連盟	会 長
5	県 競技関係	滋賀県バレーボール協会	会 長
6	県 競技関係	滋賀県ゲートボール連盟	会 長
7	県 競技関係	滋賀県ソフトボール協会	会 長
8	県 競技関係	滋賀県高等学校体育連盟 柔道専門部	委員長
9	県 競技関係	滋賀県高等学校体育連盟 ソフトテニス専門部	委員長
10	県 競技関係	滋賀県高等学校体育連盟 相撲専門部	委員長
11	県 競技関係	滋賀県高等学校体育連盟 バレーボール専門部	委員長
12	県 競技関係	滋賀県障害者スポーツ協会	会 長
13	スポーツ関係	長浜市スポーツ推進委員会	会 長
14	スポーツ関係	長浜市スポーツ協会	副会長
15	スポーツ関係	長浜市スポーツ協会	副会長
16	スポーツ関係	長浜市スポーツ協会	理事長
17	学校関係	長浜市小中学校長会	会 長
18	学校関係	滋賀県小学校体育連盟長浜支部	支部長
19	学校関係	滋賀県中学校体育連盟長浜支部	支部長
20	学校関係	滋賀県高等学校長協会理事(湖北)	理 事
21	医療関係	一般社団法人湖北医師会	会 長
22	医療関係	市立長浜病院	院 長
23	医療関係	長浜市立湖北病院	院 長
24	医療関係	長浜赤十字病院	院 長
25	しょうがい・福祉関係	長浜市身体障害者福祉協会	会 長
26	しょうがい・福祉関係	長浜市手をつなぐ育成会	会 長
27	消防・警備関係	湖北地域消防本部	消防長
28	文化団体関係	長浜市民芸術文化創造協議会	会 長
29	文化団体関係	長浜文化芸術協会	会 長
30	会場関係	(公財)長浜文化スポーツ振興事業団	理事長
31	国・県関係	長浜警察署	署 長
32	国・県関係	木之本警察署	署 長
33	国・県関係	湖北健康福祉事務所(長浜保健所)	所 長

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 長浜市実行委員会 名簿(案)

委員

No.	選出区分	所 属	役 職
1	市 競技関係	長浜柔道協会	会 長
2	市 競技関係	長浜ソフトテニス協会	会 長
3	市 競技関係	長浜市相撲連盟	会 長
4	市 競技関係	長浜オープンウォータースイミング協会	事務局長
5	市 競技関係	長浜市バレーボール協会	会 長
6	市 競技関係	滋賀県ゲートボール連盟湖北地域連絡会	会 長
7	市 競技関係	長浜市ソフトボール協会	会 長
8	スポーツ関係	長浜市スポーツ少年団	副本部長
9	スポーツ関係	長浜市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会 長
10	学校関係	長浜バイオ大学	学 長
11	学校関係	滋賀文教短期大学	学 長
12	学校関係	滋賀県立看護専門学校	校 長
13	学校関係	滋賀県調理短期大学校	校 長
14	学校関係	長浜市園長会	会 長
15	学校関係	長浜民間保育協議会	会 長
16	医療関係	社会福祉法人青祥会セフィロト病院	院 長
17	医療関係	公益社団法人滋賀県看護協会第6地区支部	支部長
18	産業・経済関係	一般社団法人長浜青年会議所	理事長
19	産業・経済関係	長浜ライオンズクラブ	前幹事
20	産業・経済関係	木之本ライオンズクラブ	理 事
21	産業・経済関係	長浜ロータリークラブ	会 長
22	産業・経済関係	長浜北ロータリークラブ	会 長
23	産業・経済関係	長浜東ロータリークラブ	会 長
24	産業・経済関係	国際ソロプチミスト長浜	会 長
25	産業・経済関係	南浜漁業協同組合	組合長
26	産業・経済関係	北びわこ農業協同組合	理事長
27	産業・経済関係	JALレーク伊吹農業協同組合	理事長
28	宿泊・観光関係	長浜旅館飲食協同組合	代表理事
29	宿泊・観光関係	長浜旅館組合	組合長
30	宿泊・観光関係	湖北観光旅館連盟	会 長
31	しょうがい・福祉関係	社会福祉法人 湖北会	理事長
32	しょうがい・福祉関係	社会福祉法人 ひかり福祉会	常務理事
33	しょうがい・福祉関係	社会福祉法人 滋賀県障害児協会	施設長
34	しょうがい・福祉関係	湖北地域しょうがい者支援事業所協議会	会 長
35	消防・警備関係	長浜市消防団	団 長
36	消防・警備関係	長浜地区交通安全協会	会 長
37	消防・警備関係	伊香交通安全協会	会 長
38	通信・運輸関係	一般社団法人滋賀県バス協会	会 長
39	通信・運輸関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会 長
40	通信・運輸関係	滋賀県レンタカー協会(湖北ブロック)	副会長
41	通信・運輸関係	西日本旅客鉄道(株)長浜駅	駅 長
42	通信・運輸関係	西日本旅客鉄道(株)米原駅	駅 長
43	社会団体関係	長浜市PTA連絡協議会	会 長
44	社会団体関係	長浜市パートナーシップ推進協議会	会 長
45	社会団体関係	長浜市子ども会連合会	会 長
46	社会団体関係	長浜市青少年育成市民会議	副会長
47	社会団体関係	長浜ユネスコ協会	会 長
48	社会団体関係	長浜市民生委員児童委員協議会	会 長
49	社会団体関係	赤十字奉仕団長浜市地区委員会	委員長
50	社会団体関係	長浜市健康推進員協議会	会 長
51	文化団体関係	長浜音楽協会	会 長
52	文化団体関係	特定非営利活動法人 はまかる	代表者
53	会場関係	(公財)滋賀県スポーツ協会	館 長
54	会場関係	長浜地区地域づくり連合会	会 長
55	会場関係	びわ地域づくり協議会	会 長

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 長浜市実行委員会 名簿(案)

56	会場関係	木之本地区地域づくり協議会	会 長
57	会場関係	六荘地区地域づくり協議会	会 長
58	国・県関係	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所	所 長
59	国・県関係	滋賀県長浜土木事務所	所 長
60	市関係	長浜市病院事業	長浜病院事務局長
61	市関係	湖北広域行政事務センター	事務局長
62	市関係	長浜水道企業団	事務局長
63	市関係	長浜市総務部	部 長
64	市関係	長浜市総務部	政策監
65	市関係	長浜市市民生活部	部 長
66	市関係	長浜市健康福祉部	部 長
67	市関係	長浜市産業観光部	部 長
68	市関係	長浜市都市建設部	部 長
69	市関係	長浜市下水道事業部	部 長
70	市関係	長浜市防災危機管理局	局 長
71	市関係	長浜市デジタル行政推進局	局 長
72	市関係	長浜市北部振興局	局 長
73	市関係	長浜市北部振興局	政策監
74	市関係	長浜市議会事務局	局 長
75	市関係	長浜市監査委員事務局	局 長
76	市関係	長浜市教育委員会事務局	教育部長
77	市関係	長浜市農業委員会事務局	局 長

わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ 長浜市実行委員会 名簿(案)

監 事

No.	選出区分	所 属	役 職
1	産業・経済関係	長浜金融協議会(幹事行:滋賀銀行)	長浜支店長
2	市関係	長浜市会計課	会計管理者

顧 問

No.	選出区分	所 属	役 職
1	衆議院議員	衆議院議員	議 員
2	県議会議員	滋賀県議会	議 員
3	県議会議員	滋賀県議会	議 員
4	県議会議員	滋賀県議会	議 員
5	県議会議員	滋賀県議会	議 員

参 与

No.	選出区分	所 属	役 職
1	通信・運輸関係	滋賀夕刊新聞社	代 表
2	通信・運輸関係	中日新聞 長浜通信局	通信局長
3	通信・運輸関係	京都新聞社 長浜支局	支局長
4	通信・運輸関係	朝日新聞 彦根支局	支局長
5	通信・運輸関係	毎日新聞社 長浜通信部	部 長
6	通信・運輸関係	読売新聞 彦根支局	支局長
7	通信・運輸関係	産経新聞 大津支局	支局長
8	通信・運輸関係	NHK大津放送局	局 長
9	通信・運輸関係	びわ湖放送 株式会社	報道部次長
10	通信・運輸関係	株式会社 時事通信社大津支局	支局長
11	通信・運輸関係	一般社団法人 共同通信社大津支局	支局長
12	通信・運輸関係	株式会社ZTV 彦根放送局	課 長
13	市議会議員	長浜市議会	副議長
14	市議会議員	長浜市議会	議 員
15	市議会議員	長浜市議会	議 員
16	市議会議員	長浜市議会	議 員
17	市議会議員	長浜市議会	議 員
18	市議会議員	長浜市議会	議 員
19	市議会議員	長浜市議会	議 員
20	市議会議員	長浜市議会	議 員
21	市議会議員	長浜市議会	議 員
22	市議会議員	長浜市議会	議 員
23	市議会議員	長浜市議会	議 員
24	市議会議員	長浜市議会	議 員
25	市議会議員	長浜市議会	議 員
26	市議会議員	長浜市議会	議 員
27	市議会議員	長浜市議会	議 員
28	市議会議員	長浜市議会	議 員
29	市議会議員	長浜市議会	議 員
30	市議会議員	長浜市議会	議 員
31	市議会議員	長浜市議会	議 員
32	市議会議員	長浜市議会	議 員
33	市議会議員	長浜市議会	議 員

会長:1名、副会長:9名、常任委員:33名、監事:2名  
 委員:77名  
 顧問: 5名  
 参与:33名  
 合計:160名

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会 会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、長浜市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催、運営に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 長浜市を代表する者
- (2) 長浜市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、長浜市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、委員のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第8条 委員および役員の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員および役員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、委員および役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務める者とする。
- 3 会長は、委員および役員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 4 会長は、委員および役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 5 委員および役員は無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問および参与は無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
  - (2) 実行委員会の会則の制定および改廃に関すること。
  - (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

#### (常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名したものがこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関する事。
  - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関する事。
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関する事。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

#### (専門委員会)

第13条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

### 第4章 専決処分

#### (会長の専決処分)

- 第14条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会および常任委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会および常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

#### (経費)

- 第16条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金その他の収入を持って充てる。

(収支予算および収支決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 雑則

(解 散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、長浜市に帰属するものとする。

(補 足)

第 20 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は令和3年8月25日から施行する。

附 則

1 この会則は令和 4 年 8 月 29 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」と読み替える。

## 準備委員会から実行委員会への組織改正にかかる会則改正(案)

改正後	改正前
<p><u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会</u> <u>会則</u></p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会</u>(以下「<u>実行委員会</u>」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 <u>実行委員会</u>は、<u>わたSHIGA輝く国スポ・障スポ</u>において、長浜市で開催される競技会(以下「<u>競技会</u>」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催、運営に必要な施設及び設備の整備に関すること。 (3) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。 (4) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。</p> <p>第2章 組織 (組織) 第4条 <u>実行委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「<u>委員</u>」という。)をもって組織する。 (1) 長浜市を代表する者 (2) 長浜市議会を代表する者 (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者 (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者</p> <p>(役員) 第5条 <u>実行委員会</u>に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任委員 40名以内 (4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任) 第6条 会長は、長浜市長をもって充てる。</p>	<p><u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会</u> 長浜市準備委員会 会則</p> <p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会</u>(以下「<u>準備委員会</u>」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 <u>準備委員会</u>は、<u>第79回国民スポーツ大会</u>および<u>第24回全国障害者スポーツ大会</u>において、長浜市で開催される競技会(以下「<u>競技会</u>」という。)の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。 (2) 競技会の開催、運営に必要な施設及び設備の整備に関すること。 (3) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。 (4) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他準備委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。</p> <p>第2章 組織 (組織) 第4条 <u>準備委員会</u>は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「<u>委員</u>」という。)をもって組織する。 (1) 長浜市を代表する者 (2) 長浜市議会を代表する者 (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者 (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者</p> <p>(役員) 第5条 <u>準備委員会</u>に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 常任委員 40名以内 (4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任) 第6条 会長は、長浜市長をもって充てる。</p>

- 2 副会長および常任委員は、委員のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
  - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
  - 4 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

- 第8条 委員および役員の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員および役員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、委員および役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務める者とする。
  - 3 会長は、委員および役員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。
  - 4 会長は、委員および役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。
  - 5 委員および役員は無報酬とする。

(顧問および参与)

- 第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。
- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
  - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
  - 5 顧問および参与は無報酬とする。
  - 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

- 2 副会長および常任委員は、委員のうちから総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
  - 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
  - 4 監事は、準備委員会の会計を監査する。

(任期)

- 第8条 委員および役員の任期は、準備委員会が解散するときまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員および役員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役職を離れた場合は、委員および役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務める者とする。
  - 3 会長は、委員および役員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。
  - 4 会長は、委員および役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。
  - 5 委員および役員は無報酬とする。

(顧問および参与)

- 第9条 準備委員会に顧問および参与を置くことができる。
- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
  - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
  - 5 顧問および参与は無報酬とする。
  - 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
  - 3 総会の議長は、会長または会長が指名したものがこれに当たる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
  - (2) 実行委員会の会則の制定および改廃に関すること。
  - (3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第 12 条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 4 常任委員会は、委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名したものがこれに当たる。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
    - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
  - 8 前条5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第 13 条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、または委任された事項を

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の策定に関すること。
  - (2) 準備委員会の会則の制定および改廃に関すること。
  - (3) 準備委員会の事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 準備委員会の予算および決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 8 会長は必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第 12 条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 4 常任委員会は、委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名したものがこれに当たる。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
    - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
  - 8 前条5項から第7項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

- 第 13 条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、または委任された事項を

決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

#### 第4章 専決処分 (会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会および常任委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会および常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局 (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計 (経費)

第16条 実行委員会の運営に要する経費は、負担金その他の収入を持って充てる。

#### (収支予算および収支決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 雑則 (解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、長浜市に帰属するものとする。

#### (補足)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

1 この会則は令和3年8月25日から施行する。

決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

#### 第4章 専決処分 (会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会および常任委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会および常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局 (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計 (経費)

第16条 準備委員会の運営に要する経費は、負担金その他の収入を持って充てる。

#### (収支予算および収支決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

#### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 雑則 (解散)

第19条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、長浜市に帰属するものとする。

#### (補足)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

1 この会則は令和3年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この会則は令和4年8月29日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市準備委員会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会」と読み替える。

# 参 考 资 料



## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会 事務局規程

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条2項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務局)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は長浜市市民協働部スポーツ振興課国スポ・障スポ大会準備室に置く。

## (所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

## (職員)

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる長浜市職員をもって充てる。  
2 前項の職員のほか、必要に応じ事務局に臨時職員等を置くことができる。  
3 前2項の職員は、実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

## (職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。  
2 副局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。  
3 事務局次長は、副局長を補佐し、副局長に事故があるとき、または副局長が欠けたときは、その職務を代理する。  
4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

## (服務)

第6条 職員の服務については、長浜市職員服務規程(平成18年2月13日訓令第20号)の例による。

## 第2章 決裁

## (決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関すること。
- (2) 総会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

## (専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(代 決)

第 9 条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第 3 章 文書の取扱い

(文書の管理および取扱い)

第 10 条 文書には「国障長実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

2 処理済みの文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

3 会則第 19 条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を長浜市へ引き継ぐものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、長浜市文書管理規程（平成 18 年 2 月 13 日訓令第 4 号）の例による。

第 4 章 公印

(公 印)

第 11 条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさおよび書体は、別表 5 のとおりとする。

2 前項の公印は事務局次長が管理する。

3 前 2 項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、長浜市公印規則（平成 18 年 2 月 13 日規則第 9 号）の例による。

第 5 章 財務

(旅費および費用弁償)

第 12 条 職員の旅費の額およびその支給方法については、長浜市職員旅費支給条例（平成 18 年 2 月 13 日条例第 47 号）の例による。

2 市外に在住または在勤している実行委員会の会長または会長が委嘱した委員、顧問および参与等が総会、常任委員会、専門委員会への出席のために、市外から鉄道・路線バスを利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

3 前 2 項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

(予 算)

第 13 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決 算)

第 14 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 17 条第 2 項の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 15 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長を持って充てる。

(金融機関の指定)

第 16 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第 17 条 第 12 条から第 16 条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、長浜市財務規則（平成 18 年 2 月 13 日規則第 35 号）および長浜市契約規則（平成 18 年 2 月 13 日規則第 37 号）の例による。

(補 足)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 29 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。 (2) 総会、常任委員会および専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 本会の事業計画および事業報告に関すること。 (4) 本会の予算および決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第 2(第 4 条関係)

事務局長	市民協働部長
副局長	市民協働部次長
事務局次長	市民協働部スポーツ振興課長
事務局職員	市民協働部スポーツ振興課 国スポ・障スポ大会推進室職員

別表第 3(第 8 条関係)

事 項	事務局長専決事項	事務局次長専決事項
(1)申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2)臨時職員等の任免に関すること。		○
(3)臨時職員等の服務に関すること。		○
(4)事務の分担に関すること。		○
(5)出張命令に関すること。	実行委員会委員および副局長、事務局次長	事務局職員、臨時職員等
(6)工事に関すること。	1 件の予定価格が 2,000 万円未満のもの	1 件の予定価格が 300 万円未満のもの
(7)その他の予算執行に関すること。	1 件の予定価格が 800 万円未満のもの	1 件の予定価格が 300 万円未満のもの
(8)予算の流用に関すること。		○
(9)収入調定および支出命令に関すること。		○
(10)その他	前各号にかかげるもののほか、これに類するものと認められる事項に関すること	前各号にかかげるもののほか、これに類するものと認められる事項に関すること

別表第 4(第 9 条関係)

専決権者	代決者
事務局長	副局長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第 5(第 11 条関係)

名称	形状	大きさ	書体	用途
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 長浜市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名をもってする 文書
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 長浜市実行委員会事務局長之印	同 上	24 ミリメートル	てん書	事務局長名をもって する文書